

農地法第4条の規定による許可申請書

年 月 日

江田島市農業委員会会長様

申請者 住所
 職 業 氏名
 (名称)

印

次によって農地を耕作以外の目的に供したいので、農地法第4条第1項及び同法施行令第7条の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

江田

島市

土地の所在	地番	地 目		面積(m ²)	利用状況	10a当たり 普通収穫量(kg)	耕作者氏名	市街化区域・市 街化調整区域・ その他区域の別
		登記簿	現況					
計		m ²	(田 筆)	m ²	畠 筆	m ²		

2 転用目的等

用 途					
工事計画	着工 年 月 日 完成 年 月 日				
	名 称	棟数等	建築面積等(m ²)	所要面積(m ²)	備 考
土地造成					
建築物、 工作物その他					

指令江農委第 号
年 月 日

次の条件をつけて、申請のとおり許可します。

江田島市農業委員会会長

条 件

- 申請書に記載した用途に使用すること。
- 申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会会長の承認を受けること。
- 工事は、許可の日から1年以内に完了すること。ただし、やむを得ない事情によりこの期間内に工事が完了しないことが明らかとなったときは、あらかじめ会長の承認を受けること。
- 前各号のいずれかに違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3箇月後及びその後1年ごとの工事の進捗状況を翌月15日までに、更に工事が完了したときは完了届を、それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付してその土地の所在する江田島市農業委員会に提出してください。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江田島市農業委員会会長（〒737-2297 江田島市大柿町大原 505 番地）に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江田島市を被告として（訴訟において江田島市を代表する者は、江田島市農業委員会となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求の裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 転用の事由等

転用を必要とする理由					
事業又は施設の操業又は利用期間	年	月	日から	年間	永久

4 事業の資金計画

(単位：円)

必 要 経 費		資 金 調 達 計 画		
土地造成費		自己資金		
建築費		借入資金		
その他		その他		
計		計		

5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等に対する被害の防除施設の概要
別紙計画書のとおり

6 その他参考となるべき事項

(1) 関連法令の許認可手続きの状況（必要な箇所に○をすること。）

農業振興地域の整備に関する法律	手續中	手續不要
都 市 計 画 法	申請中	未申請
宅 地 造 成 等 規 制 法	申請中	未申請
その他（法律名を記入）	申請中	未申請

(2) その他（法令（条例を含む。）で義務付けられている行政庁との事前協議が必要であれば、その状況）

この申請に関する照会に応答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住所	〒		氏名	
電話番号	() -	自宅	勤務先（名称）)

(注)1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に応答する者が法人の場合、「氏名」に担当者名を、「名称」に法人の名称を記載すること。